

NASE GREEN GOLF クラブカード規約

第1条【カードの発行】

- (1) 株式会社ナセグリーンゴルフ（以下、当練習場という）の本規約を承認のうえ、当練習場クラブカード（以下、カードという）利用の申し込みをされ、当練習場が認めた方（以下、利用者という）に年会金をいただき、カードを発行します。
- (2) カードは、当練習場が利用者に貸与します。カードは利用者本人のみが利用できるものとし、利用者はカードを他人に貸与、譲渡又は質入れその他の担保に供することはできません。
- (3) 前項に違反して、カードが不正に使用された場合、その為に生じる一切の責務等については、利用者が責任を負うものとします。
- (4) カードについては、利用者は本規約に従って取り扱うものとし、利用者がカードを使用する場合、当練習場の利用約款及び、規約等の規定が適用されることを予め承するものとします。
- (5) カードの有効期限は最終ご利用日より一年間とし、最終ご利用日より一年間経過で削除され、残金は全て無効になります。

第2条【カードの利用等】

- (1) カードの残金がボール代金に満たない場合は、ご利用できませんので入金機にてご入金ください。
- (2) カードの解約、入金後の返金は一切いたしません。

第3条【カードの紛失・盗難・保証】

- (1) カードの紛失、盗難にあった場合（以下、紛失等という）は直ちに連絡していただきます。
- (2) 紛失等により発生した損害のうち、届け出前の損害について当練習場は、一切その責任を負いません。
- (3) 当練習場が発行するカードを紛失もしくは盗難にあった場合所定の手数料をいただき、ご連絡のあった時点での残高の保証をいたします。

第4条【カード再発行】

- (1) カードの紛失や、盗難、汚破損等により使用不能になった場合は、本人確認（身分証明書の提示）等の上、手続きをしていただき手数料の支払いを受けて再発行いたします。なお、その際以前のカードは無効となります。
- (2) 紛失等による再発行後、カードが発見された場合、利用者は速やかにカードを返却しなければなりません。

第5条【カード利用資格の喪失】

- ・カードを偽造、改算した場合
- ・登録した利用者以外に本カードを使用させた場合
- ・申込書等に記載した事項が事実と異なる場合
- ・当練習場の利用約款、規約等に違反した場合
- ・上記に準ずる行為があり利用者として不適格と当練習場が判断した場合（利用者は当練習場に直ちにカードの返却をおこなうものとします）

第6条【届出事項の変更】

利用者の氏名、住所、電話等の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当練習場までご連絡ください。

第7条【不慮の事故による損害】

天変地異や震災等、当練習場の責に帰すべからざる事由が発生した場合、利用者の損害について、当練習場は一切責任を負いません。

第8条【本規約の改定】

当練習場は、本規約の一部又は全部を変更もしくは改定することができるものとします。変更等の手続きは、当練習場が利用者によるその事項を通知もしくは告知するものとし、その後カードを利用された場合は、変更を承認されたものとします。又、運営上の都合や、障害の発生により本規約に定めるサービスの提供を予告なく、一時的に中断することがあります。その際、当練習場は一切責任を負いません。

第9条【個人情報目的】

利用者の方からいただいた個人情報は以下の場合に限り利用し、それ以外に使用することはありません。

- ・当練習場のサービス案内等
- ・何らかの理由で利用者の方に連絡をとる必要が生じた場合
- ・カードの再発行を行う場合

※個人情報の削除をご希望の際はお申し付け下さい。

第10条【個人情報の提供について】

利用者の方からいただいた個人情報を以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供致しません。

- ・法令に基づき、公的機関から開示を求められた場合
- ・利用者の同意があった場合